

阿南市建設工事共同企業体取扱要綱

平成 14 年 8 月 16 日
阿南市要綱第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、阿南市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の安定的な施工を確保するために工事ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において、経常建設工事共同企業体とは、中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第 3 条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、工事費がおおむね 2 億円以上の工事で、かつ、工事の規模、性格等により特定建設工事共同企業体による施工が適切であると認められる工事とする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式)

第 4 条 特定建設工事共同企業体は、あらかじめ市長が示した要件を満たした有資格者が任意に結成するものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員の数)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2 又は 3 とする。

(特定建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、工事種別、工事の規模及び難易度等を総合的に判断し、設定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員の技術的要件等)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 代表構成員にあっては、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有するものであること。
- (2) すべての構成員にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) すべての構成員にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は30パーセント以上
- (2) 3者の場合は20パーセント以上

(特定建設工事共同企業体の代表者の要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であることとする。

(特定建設工事共同企業体の協定書)

第10条 特定建設工事共同企業体の協定書は、特定建設工事共同企業体協定書によるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、協定書の一部を変更して使用することができるものとする。

(經常建設工事共同企業体の対象工事)

第 1 1 条 經常建設工事共同企業体の施工対象工事は、原則として、当該經常建設工事共同企業体が格付された等級に対応する発注金額（阿南市建設工事請負業者選定要綱（平成 2 年阿南市告示第 2 9 号）第 4 条に定める等級別発注金額をいう。）の規模の工事をいう。

(經常建設工事共同企業体の構成員の数)

第 1 2 条 經常建設工事共同企業体の構成員の数は、2 又は 3 とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5 までとすることができる。

(經常建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第 1 3 条 經常建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に本店を有する建設業者で、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成 1 3 年阿南市要綱第 1 号）第 5 条の規定により資格審査を受け、格付された者
- (2) 同一の等級又は直近の等級に格付された者の組合せであり、かつ、經常建設工事共同企業体の等級が当該共同企業体の最上級の構成員の等級以上の組合せであること。なお、この組合せの要件に適合している者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなった場合は、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとする。

(經常建設工事共同企業体の構成員の技術的要件)

第 1 4 条 經常建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 資格審査を申請する建設工事について、公共工事の元請としての施工実績を有すること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 工事一件の請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

（経常建設工事共同企業体の構成員の出資比率）

第15条 経常建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は30パーセント以上
- (2) 3者の場合は20パーセント以上
- (3) 4者の場合は15パーセント以上
- (4) 5者の場合は10パーセント以上

（経常建設工事共同企業体の代表者）

第16条 経常建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

（経常建設工事共同企業体の協定書）

第17条 経常建設工事共同企業体の協定書は、経常建設工事共同企業体協定書によるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、協定書の一部を変更して使用することができるものとする。

（経常建設工事共同企業体の登録）

第18条 1の者が2以上の経常建設工事共同企業体の構成員になることはできないものとする。

（資格審査の申請等）

第19条 特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体は、それぞれ次の各号に掲げる書類により資格審査を申請しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体

- ア 特定建設工事共同企業体一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書
- ウ 委任状（様式第2号）
- エ 使用印鑑届（様式第3号）
- オ 構成員一覧表（様式第4号）
- カ その他指定された書類

(2) 経常建設工事共同企業体

- ア 特定建設工事共同企業体一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第5号）
- イ 経常建設工事共同企業体協定書
- ウ 委任状（様式第2号）
- エ 使用印鑑届（様式第3号）
- オ 構成員一覧表（様式第4号）
- カ 共同企業体編成表（様式第6号）
- キ その他指定された書類

2 前項の規定による申請書の提出期間は、経常建設工事共同企業体にあつては、毎年3月1日から3月末日までとする。
（資格審査及び格付の決定）

第20条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、構成員全員について適格性を審査し、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により格付を決定するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、格付を行わないものとする。

2 前項に規定する格付は、經常建設工事共同企業体にあつては毎年7月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第21条 經常建設工事共同企業体の資格の有効期間は、第19条の規定による申請書が提出された場合にあつては、5月1日から翌年の4月末日とする。

(格付の有効期間)

第22条 第20条第1項の規定による格付の有効期間は、經常建設工事共同企業体については、同条第2項に定める日から1年間とする。ただし、前条の規定により格付を得ている共同企業体から、第19条の規定による申請書の提出がされない場合は、その共同企業体の資格は、同年4月末日をもって失効する。

(入札)

第23条 入札は、構成員全員が記名押印した入札書により行うこととする。ただし、一構成員に他の構成員全員が入札の権限を委任した場合は、当該代理人名で行うことができるものとする。

(契約)

第24条 契約書には、特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体協定書を、經常建設工事共同企業体にあつては、經常建設工事共同企業体協定書及び經常建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(工事完成保証人)

第25条 共同企業体が請負う工事にあつては、工事完成保証人は必要がないものとする。ただし、特に市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(特定建設工事共同企業体の存続期間)

第26条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、特別な理由のある場合を除いて、第19条第1項の規定により資格審査を申請した日から、当該工事を請負った特定建設工事共同企業体にあつては、当該工事が完了し、特定建設工事共同企業体の清算が行われるまでとし、その他の特定建設工事共同企業体にあつては、当該工事に係る請負契約が締結されるまでとする。

(共同企業体編成表)

第27条 当該工事を請負った特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後、速やかに特定建設工事共同企業体の運営委員会の委員、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出しなければならない。

(変更の届出)

第28条 特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体は、第19条に定める書類の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。なお、特定建設工事共同企業体にあつては、前条に定める共同企業体編成表の記載事項に変更があつたときも同様とする。

(その他)

第29条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。